

◎新潟県告示第1274号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員（平成24年3月30日新潟県告示第468号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員は、次の組織において会計事務を担当する職員とし、平成24年4月1日から実施する。 <u>東京事務所</u> <u>大阪事務所</u> 工業技術総合研究所下越技術支援センター (略)	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員は、次の組織において会計事務を担当する職員とし、平成24年4月1日から実施する。 工業技術総合研究所下越技術支援センター (略)